

# 介護報酬の解釈 **1** 単位数表編 (平成 27 年 4 月版) 正誤

標記図書につき、一部誤りがありましたので、お詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

平成 27 年 11 月 11 日 社会保険研究所

頁・段・行	訂正前	訂正後
165頁 上から15 行目から 17行目ま で	<u>c</u> 当該指定訪問介護を提供する指定訪問介護事業所は、最低でも午前6時から午後10時までの時間帯を含む時間帯を運営規程において定めており、24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあるものでなければならない。	<u>c</u> 当該指定訪問介護を提供する指定訪問介護事業所は、最低でも午前6時から午後10時までの時間帯を含む時間帯を運営規程において定めており、24時間体制で、利用者又はその家族等から電話等による連絡に常時対応できる体制にあるものでなければならない。(消し線部を削除)
442頁 右段 下から9行 目から6行 目まで	貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。	貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。 <u>[444頁「複合的機能を有する福祉用具について」を参照]</u>
444頁 右段 下から11行 目から1行 目まで	<b>複合的機能を有する福祉用具について</b> 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。 (1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2)区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。	<b>複合的機能を有する福祉用具について</b> 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。 (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。 <u>但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。</u>